様式第25号

年　　月　　日

（あて先）山形市保健所長

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 郵便番号 |  |
| 管理者 | 住所 |  |
|  | 氏名 |  |

エックス線装置等変更届

下記のとおりエックス線装置（診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用粒子線照射装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、放射性同位元素装備診療機器、診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）に関する届出事項の一部を変更したので（変更するので）、医療法第１５条第３項の規定により届け出ます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １　名　称 |  |
| ２　所在地 | 〒　　　　　　　　　　　　電話 |
| ３　変更した理由（変更しようとする理由） | 　　　　 |

４　変更した（変更しようとする）事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 内容 | 変更前 | 変更後 |
|  |  |  |

５　変更（予定）年月日　　　　　年　　　月　　　日

１　この様式により、変更した（変更しようとする）時に届出を要する事項は、次のとおりである。

1. エックス線装置に関する次の事項

　イ　装置の製作者名、型式又は台数

　ロ　高電圧発生装置の定格出力

　ハ　装置、エックス線診療室のエックス線障害の防止に関する構造設備又は予防措置の概要

　二　エックス線診療に従事する者の氏名及びエックス線診療に関する経歴

1. 診療用高エネルギー放射線発生装置に関する次の事項

　イ　装置の製作者名、型式又は台数

　ロ　装置の定格出力

　ハ　装置、使用室の放射線障害の防止に関する構造設備又は予防措置の概要

　二　装置を使用する者の氏名及び放射性診療に関する経歴

（３）　診療用粒子線照射装置に関する次の事項

イ　装置の製作者名、型式又は台数

　ロ　装置の定格出力

　ハ　装置、使用室の放射線障害の防止に関する構造設備又は予防措置の概要

　二　装置を使用する者の氏名及び放射性診療に関する経歴

1. 診療用放射線照射装置に関する次の事項

　イ　装置の製作者名、型式又は個数

　ロ　装備する放射性同位元素の種類及びベクレル単位をもって表した数量

　ハ　装置、使用室、貯蔵施設、運搬容器又は装置により治療を受けている患者を入院させる病室の放射線障害の防止に関する構造設備又は予防措置の概要

　二　装置を使用する者の氏名及び放射線診療に関する経歴

1. 診療用放射線照射器具に関する次の事項

　イ　器具の型式又は個数

　ロ　装備する放射性同位元素の種類及びベクレル単位をもって表した数量

　ハ　器具の使用室、貯蔵施設、運搬容器又は器具により治療を受けている患者を入院させる病室の放射線障害の防止に関する構造設備又は予防措置の概要

　二　器具を使用する者の氏名及び放射線診療に関する経歴

　ホ　装備する放射性同位元素の物理的半減期が30日以下の器具を備えている場合にあっては、ベクレル単位をもって表した放射性同位元素の種類ごとの最大貯蔵予定数量及び1日の最大使用予定数量

1. 診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素に関する次の事項

　イ　ベクレル単位をもって表した診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の種類ごとの最大貯蔵予定数量、1日の最大使用予定数量及び３月間の最大使用予定数量

　ロ　診療用放射性同位元素の使用室、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の使用室、貯蔵施設、運搬容器、廃棄施設又は診療用放射性同位元素若しくは陽電子断層撮影診療用放射性同位元素により治療をうけている患者を入院させる病室の放射線障害の防止に関する構造設備又は予防措置の概要

　ハ　診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を使用する医師又は歯科医師の氏名及び放射線診療に関する経歴

1. 放射性同位元素装備診療機器に関する次の事項（二の事項にあっては、放射線を人体に照射する機器を有する場合に限る）

　イ　機器の製作者名、型式又は台数

　ロ　装備する放射性同位元素の種類及びベクレル単位をもって表した数量

　ハ　使用室の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要

　二　機器を使用する者の氏名及び放射線診療に関する経歴

２　変更した（しようとする）事項は、設置届（様式第17号から様式第23号までの該当する事項）に準じて記載すること。

３　１の（１）のハ、（２）のハ、（３）のハ、（４）のハ、（５）のハ、（６）のロ又は（７）のハに掲げる事項の変更の場合は、平面図及び側面図（変更前及び変更後の平面図及び側面図で、変更箇所を明示したもの）及び漏えい放射線測定結果報告書の写し又は遮蔽計算書を添付すること。

４　１の（１）の二、（２）の二、（３）の二、（４）の二、（５）の二、（６）のハ又は（７）の二に掲げる事項の変更の場合は、使用する者の免許証の写しを添付すること。